

関係各位

(一財) 愛媛県柔道協会
会長 大西 誠

**松山北ライオンズクラブ旗争奪
令和6年度 愛媛県選抜少年柔道大会の開催について**

盛夏の候、貴台益々御健勝のこととお喜び申し上げます。平素から本県柔道協会の発展に格別の御支援を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、下記のとおり標記大会を開催いたします。つきましては、選手の派遣につき御高配くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 主 催 (一財)愛媛県柔道協会
- 2 共 催 松山北ライオンズクラブ
- 3 後 援 (公財)愛媛県スポーツ協会 (公財)愛媛県スポーツ振興事業団 愛媛新聞社 南海放送
テレビ愛媛 あいテレビ 愛媛朝日テレビ 愛媛の柔道を支える会
- 4 日 時 令和6年9月8日(日) 10:00開会式(9:00開場・受付 9:30審判・監督会議)
- 5 会 場 愛媛県武道館柔道場 (松山市市坪西551番地 TEL089-965-3111)
- 6 試合種別 団体試合 先鋒(小学1年生) 次鋒(小学2年生) 七将(小学3年生) 六将(小学4年生)
中堅(小学5年生) 四将(小学6年生) 三将(中学1年生) 副将(中学2年生)
大将(中学3年生) の9人編成
- 7 試合方法 トーナメント戦とする。
- 8 出場資格 本県柔道協会に加盟し、全柔連公認柔道指導者資格(C指導員以上)の指導者がいる団体で、
(一財)愛媛県柔道協会を通じて、(公財)全日本柔道連盟に登録済みの小・中学生。
- 9 出場方法 (1) 各団体1チームとする。
(2) 団体試合の選手配列は、上記6の通り9人編成とし、今大会も各学年1名とする。
なお、チーム編成上困難を生じた際は、一つ下級学年を充てることができるが、三将、副将及び大将に小学生を充てることはできない。また、先鋒に幼児の出場は認めない。
(3) 申込み締め切り後、選手変更が生じた場合は、大会当日受付時に選手変更届を提出する
こと。受付後の変更是認めない。
- 10 競技規則 (1) 國際柔道連盟試合審判規程及び国内における「少年大会特別規程」(2024～)による。
(2) 試合時間は、小学生2分間、中学生3分間とする。
(3) 判定の基準は、「一本」、「技あり」又は「僅差(指導差2)」とする。
(4) 団体試合において、勝敗数・内容とも同じ場合は、次により代表戦を行う。
当該試合のオーダーを、A(先鋒・次鋒・七将)、B(六将・中堅・四将)、C(三将・副将・大将)
の3グループに分け、主審の抽選により代表選手を選出するグループを決定し、各チーム
は、決定したグループから任意で代表選手を選出する。
なお、代表戦は2分間のゴールデンスコア方式で行い、得点差がない場合は、旗判定に
より必ず勝敗を決する。
- 11 表 彰 優勝、準優勝、第3位(2チーム、3位決定戦なし)を表彰する。
- 12 安全管理 (1) 試合中負傷事故が生じた場合は、県柔道協会傷害見舞金の内規により取り扱うが、その後
の責任は一切負わない。

(2) 脳震盪対応について

- ① 大会前1ヶ月以内に脳震盪を受傷した者は、脳神経外科医の診察を受け、出場の許可を得ること。
- ② 大会中、脳震盪を受傷した者は、継続して当該大会に出場することは不可とする。なお、至急、専門医（脳神経外科）の精査を受けること。
- ③ 練習再開に際しては、脳神経外科医の診察を受け、許可を得ること。
- ④ 当該選手の指導者は、大会事務局及び全柔連に対し、書面により事故報告書を提出すること。

13 参加費 出場(登録)選手1人につき1,000円(傷害見舞金100円を含む)を当日、受付にて納めること。

14 申込先 (一財)愛媛県柔道協会事務局 宛

〒790-0952 松山市朝生田七丁目15-4 二宮物産ビル2階

TEL089-945-6999 FAX089-945-7003

※ E-mail 大会申込専用アドレス : ejk.moushikomi@ehimejudo.sakura.ne.jp

申込用紙に必要事項をご記入の上、E-mailにて申し込みすること。

15 申込〆切 令和6年8月2日(金) 17:00必着

※各所属の事務局に参加者名簿をメールにて送付いたしますので、不備がある場合は、
8月7日(水)までに協会事務局まで御連絡ください。

16 組合抽選 大会事業委員会、普及委員会より要請を受けたスタッフにより行う。

- 17 その他
- (1) 本大会要項に記載されていない項目については、大会事務局で決定する。
 - (2) 監督、コーチは合計3名までとする。但し、監督は指導者ライセンスを有した者とする。
 - (3) 試合中の選手へのアドバイスは可とするが、下記の点に注意すること。
 - ① 監督、コーチは審判服に準じた服装を心がけ、次の言動を慎むこと。
 - ア. 審判員の判定に対し、コメントや批判、或いは訂正を要求すること。
 - イ. 選手（所属であっても）や審判員を侮辱するような言動や行為。
 - ウ. その他、柔道精神に反する行為（暴力行為等）
 - ② ①に違反した場合は規定に準じた対応を行い、試合会場への入場を禁止する場合もある。
 - (4) 本大会へ参加申し込みをした時点で、プログラム及び試合結果の報道（新聞等）の個人情報の掲載を承認したものとみなす。
 - (5) 本大会の照会は下記まで
(一財)愛媛県柔道協会 大会事業委員会 荒井良昭(携帯 090-7784-2674)